

【後期高齢者医療保険】 令和8年8月1日からの変更点

☆ 85歳以上の方（R8.8.1時点）

→マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を交付

- ・ R8.8.2以降に85歳になる方は対象外。次回の更新時または負担割合変更等があった場合は「資格確認書」を交付する。あくまでも85歳が条件！

☆ 84歳以下で、マイナ保険証を普段から使用している方

→「資格情報のお知らせ」を交付。引き続きマイナ保険証使用。お知らせのみの受診不可！

- ・ 普段から使用しているとは？

①過去12か月間でマイナ保険証を6回以上使用している

②概ね直近3か月以内にマイナ保険証の利用実績がある

①②どちらの条件も満たしている方！

※4月中までのマイナ保険証利用状況により、普段から使用しているかの判定をする予定。手元に届いた時の最新の状況ではない。「資格情報のお知らせ」ではなく、「資格確認書」が交付される可能性あり

※「資格情報のお知らせ」が届いた方で「資格確認書」の交付を希望する方は、「資格確認書」の継続交付申請が必要

☆ 84歳以下で、マイナ保険証での受診が困難な方や、マイナ保険証を普段から使用していない方

→「資格確認書」を交付

- ・ マイナ保険証を持っていない、マイナポータルの自己情報閲覧ができない（DV）
- ・ すでに資格確認書の継続交付を希望する申請をしたことがある方は、今後も継続して交付する

